

お墓のあれこれ（3） 永代供養墓への改葬（従前の墓地の処分）

前回から、両親と祖父母のお骨の合計4体が「〇〇家の墓」に納められているケースで、ひとりっ子で未婚子どもなしのAさんが、将来の自分のお骨も含めた合計5体分の遺骨を、引き継ぐ人がいなくても納められる永代供養の納骨堂に改葬する手続きについてお話ししています。

今回は、新しい納骨堂にかかる費用についてお伝えしましたので、今回は、従前の「〇〇家の墓」の処分のために掛かる費用と必要な手続きを具体的に見ていきましょう。

まず実費として、石材屋に支払う費用が必要です。これは、「〇〇家の墓」の墓石をずらして遺骨4体分を取り出す作業、そして墓石を処分して原状回復をする費用です。これですと20万円～30万円ほどかかるケースが多いようです。所有権である不動産と違って、お墓は利用権ですから、原状回復してお墓のスペースを返しても、お金が戻ってくることはありません。

もしそのお墓がお寺によって管理されているものだとすると、遺骨の引っ越しをするに当たり、「離壇料」「閉眼法要料（魂抜き）」と称するお金を請求されることもあります。これはお寺や地域の慣習によってまったく異なるもので、普通はこうですとか相場はこれくらいですということを知るのが大変難しいものです。お寺との繋がりを重視する場合には、最近はお寺が管理する霊園の中に永代供養塔などを用意しているところも増えているので、「〇〇家の墓」は処分した上で、お寺の中の永代供養塔を利用すれば、離壇料が請求されることはないでしょう。

いずれにしても、「〇〇家の墓」から永代供養の納骨堂等に改葬をする場合には、新しい納骨堂にかかる費用だけではなく、もともとのお墓を処分するための費用もかかるということを、よく念頭に置いておくことが必要です。

また、改葬はただ取り出した遺骨を新しい納骨堂に運搬すれば良いというものではありません。市区町村役場での改葬許可申請が必要になります。

従前のお墓の管理者から「埋蔵証明書」を取り付け、更に新しい移転先の納骨堂で「受入証明書」を交付してもらった上で、「改葬許可申請書」とともに従前のお墓のある市区町村役場に提出し、「改葬許可証」を取得します。

代々引き継がれていくことが想定されていた「〇〇家の墓」の存亡が難しくなるケースが急増する状況下、お墓を守れるのは「自分が最後かもしれない」と自覚するおひとりさまは、改葬手続きがこれだけお金も手間もかかるということを認識したところで、頭も身体もお元気なうちにぜひとも今後の方針を検討してみてください。

